

豊中市公害健康被害被認定者に対する 新型コロナウイルスワクチン予防接種費用助成に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。以下「法」という。）に基づく公害保健福祉事業の一環として、公害健康被害被認定者（以下「被認定者」という。）が医療機関で予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づく新型コロナウイルスワクチン予防接種（以下「定期予防接種」という。）を受けた際の自己負担となる費用を助成し、もって被認定者の健康の保持を図ることを目的とする。

（助成の対象となる被認定者）

第2条 被認定者とは、旧公害健康被害補償法施行令（昭和49年政令第295号）別表第1第29号に規定する地域及び疾病に係り、市長から法第4条第3項の認定を受けた者をいう。この要綱による助成を受けることができる者は、被認定者のうち予防接種法施行令第3条の表「新型コロナウイルス感染症」の項に規定する定期予防接種の対象者とする。

（助成の対象となる費用）

第3条 この要綱による助成の対象となる費用は、当該年度の10月1日から1月31日までの間（以下「実施期間」という。）において、被認定者が医療機関で新型コロナウイルスワクチン予防接種に係る自己負担費用として支払うべき額のうち3千2百円を上限とする。

- 2 実施期間外に受けた新型コロナウイルスワクチン予防接種に係る自己負担費用は、この要綱による助成の対象としない。ただし、特別な事情により市長が別途実施期間を定めた場合は、この限りではない。

（助成金の申請）

第4条 この要綱により助成を受けようとする者は、実施期間の翌月末日までに「新型コロナウイルスワクチン予防接種費用の助成金交付申請書」（以下「申請書」という。）（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請書には、当該予防接種費用に係る領収書を添付しなければならない。

(助成金の交付決定)

第5条 市長は、前条第1項の規定に基づき申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付を決定した時は「被認定者の新型コロナウイルスワクチン予防接種費用の助成金交付決定通知書」(様式第2号)、助成金の不交付を決定した時は「被認定者の新型コロナウイルスワクチン予防接種費用の助成金不交付決定通知書」(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(助成金の支払)

第6条 市長は、前条の規定に基づき助成金の交付を決定したときは、申請者あて助成金を支払うものとする。

(不正利得の返還)

第7条 市長は、この要綱による助成を偽り、その他不正の方法により助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させるものとする。

(譲渡等の禁止)

第8条 この要綱による助成を受ける権利は、譲渡し又は担保に供してはならない。

(口頭による申込み)

第9条 市長は、この要綱に規定する申請書を作成することができない特別の事情があると認めたときは、申請者又はその代理人の口頭による陳述を当該職員に聴取させた上で、必要な措置をとることによって、当該申込書の受理に代えることができる。

(委任規定)

第10条 この要綱に定めるもののほか、当該助成金交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から実施する。